

# 神奈川施保連 賛助会員規約

## 第1条 (目的)

この規約は、神奈川県知的障害者施設保護者会連合会（以下、神奈川施保連と表記）と当会に入会した賛助会員との間に本規約を定め、これにより当会の運営を行う。

## 第2条 (賛助会員の定義)

賛助会員とは、神奈川施保連の目的に賛同し、年会費をおさめることで資金面から活動を賛助（支援）するために入会した個人をいう。総会において議決権を持たない会員である。

## 第3条 (賛助会員の権利)

賛助会員は、当会の活動について、次の特典（情報提供等）を受けられる。

- 1 神奈川施保連機関誌「施保連ニュース」・全施連ニュース
  - 2 神奈川施保連が行う各種事業の案内（講演会・保護者間交流会・勉強会への参加）
- 本特典に関しては事前の予告なく当会の判断にて変更することがある。

## 第4条 (賛助会費の使途等)

- 1 賛助会員費は神奈川施保連と賛助会員制度運用のために活用されます。

## 第5条 (賛助会員費)

賛助会員の会費は年会費 4、000円とする。

## 第6条 (入会申し込み手続き等)

- 1 入会の申し込みをする場合は、入会申込書またはWEBのフォームに必要事項を記入し、神奈川施保連に電子的又は直接提出することとします。申し込みの受領後、常任理事会において加入が承認されたときは、その旨の通知と年会費の請求書を発行し、年会費の振り込みを神奈川施保連事務局が確認した当月より入会の成立とする。
- 2 事業年度（毎年6月1日から翌年5月31日）の途中で入会した場合、当該事業年度の賛助会員費は、毎年6月1日～8月31日に入会した場合は、年間の賛助会員費の全額、毎年9月1日～11月30日に入会した場合は年間の賛助会員費の3/4、毎年12月1日～2月末日に入会した場合は年間の賛助会員費の1/2、毎年3月1日～5月31日に入会した場合は年間の賛助会員費の1/4とする。
3. 賛助会員入会申込先  
名称：神奈川県知的障害者施設保護者会連合会（略称：神奈川施保連）  
賛助会員事務局  
Email:k1949.otsuki@gmail.com 大月和真
4. 会員資格有効期限  
(1) 入会した当日より毎事業年度終了までです。（毎年5月31日）  
(2) 前項の定める有効期限は、会員又は神奈川施保連から申し出がない限り、満了の翌日から1年延長するものとし、以後も同様とする。

## 第7条 (退会および除名)

- 1<任意退会>会員は、神奈川施保連が別に定める退会届により、書面または電磁的方法をもって神奈川施保連に提出して、任意に退会することが出来る。
- 2<自動退会>①会員が死亡した時、②会費を滞納し、納入時期から1年以上経過しても納入しない場合
- 3<除名>会員が次の各号に該当するに至った時は、理事会の議決により、これを除名することが出来ます。この場合、当該会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならず、弁明を経てもなお除名すべきと理事会が議決した場合に、その議決日をもって当該会員は退会となります。
  - ① 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行った時。
  - ② 他の会員、第三者もしくは神奈川施保連の財産およびプライバシーを侵害する行為。
  - ③ 神奈川施保連の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。

- ④ 会員登録に係る事項について、虚偽の情報を提出したことが判明した時。
  - ⑤ 神奈川施保連の定款及び会員規約に違反した時。
  - ⑥ その他、前各号に準ずる場合で、神奈川施保連が会員として不適当と判断した時、
- 4<退会に伴う返還金>会員が退会した場合、当該会員が神奈川施保連に対して債務があった場合は速やかに清算することとします。
- 事業年度の途中で退会した場合、当該事業年度の賛助会員費は返還しない。

**第8条（反社会勢力・個人情報保護）**

反社会勢力との一切の関係遮断および個人情報の保護についても法規を遵守するとともに次の各号の場合を除き個人情報を第3者に提供しない。

- 1 情報開示や第3者への提供について、該当する会員の同意がある場合。
- 2 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な紹介を受けた場合。
- 3 会員の行為が、神奈川施保連の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、それらを保護のために必要と認められる場合。
- 4 賛助会員の生命、身体または財産の保護のため緊急に必要で、会員の同意を得ることが難しい場合。

**第9条（損害賠償）**

賛助会員が、定款および本規約に反し、またはそれに類する行為によって神奈川施保連が損害を受けた場合、当該会員は、当会が受けた損害を当会に賠償しなくてはならない。

**第10条（規約の変更）**

本規約を変更する必要がある時は変更内容についてウェブサイト掲示板等の方法で告知することにより、これを変更できるものとする。

**第11条（協議事項）**

本規約に関して疑義が生じた場合、または本規約に定めなき事項については神奈川施保連と各賛助会員は誠実に協議する。

**第12条（管轄の合意）**

神奈川施保連と各賛助会員との間で、本規約に関して紛争が生じた場合には、誠意を持って協議の上解決するものとする。協議によっても解決しない場合には、すべて横浜地方裁判所を管轄裁判所として解決する。

**第13条（施行）**

この規約は令和8年7月5日から施行する。